

第 17 回阿蘇中部 3 町村合併推進協議会会議録

- 1.平成 15 年 10 月 14 日午後 1 時 30 分 招集
- 2.平成 15 年 10 月 14 日午後 1 時 35 分 開会
- 3.平成 15 年 10 月 14 日午後 3 時 25 分 閉会
- 4.会議の区別 協議会
- 5.会議の場所 波野村公民館
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸
2 番	一の宮町	
3 番	一の宮町	宮 崎 昭 光
4 番	一の宮町	家 入 哲 也
5 番	一の宮町	笹 田 陽 三
6 番	一の宮町	森 下 幸 美
7 番	一の宮町	阿 蘇 品 清 二
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄
10 番	阿 蘇 町	河 崎 敦 夫
11 番	阿 蘇 町	松 永 勲
12 番	阿 蘇 町	家 入 澄 雄
13 番	阿 蘇 町	高 藤 拓 雄
16 番	阿 蘇 町	丸 山 信 義
17 番	阿 蘇 町	小 笠 原 徹 朗
18 番	阿 蘇 町	森 山 幸 義
19 番	波 野 村	市 原 新
20 番	波 野 村	水 野 日 出 男
21 番	波 野 村	後 藤 新 一
22 番	波 野 村	山 口 定 喜
23 番	波 野 村	阿 南 洋
24 番	波 野 村	市 原 正 次
26 番	波 野 村	岩 瀬 葉 津 子
27 番	波 野 村	大 塚 國 勝
28 番	振 興 局	岩 下 直 昭

欠席議員

8 番 一の宮町 園 田 盡
14 番 阿蘇町 松 村 勝 美
15 番 阿蘇町 西 岡 ヤ ス 子
25 番 波野村 阿 南 輝 和

7.説明のため出席した者の職氏名

一の宮町総務課 財政係長 市 原 巧

8.職務のため出席した事務局職員

局長 岩 瀬 國 興 次長 大 塚 敏 彦
局員 丸 野 雄 司 井 八 夫 井 野 孝 文
本 田 良 治 今 村 清 信 高 藤 裕 樹
坂 口 英 明

9.議題

(1) 小委員会報告

(2) 協議事項

協議第 10 (継続) 国民健康保険の取扱いについて
協議第 28 (継続) 保育事業の取扱いについて
協議第 50 介護保険事業の取扱いについて
協議第 51 保健衛生関係事業の取扱いについて
協議第 52 児童福祉事業の取扱いについて
協議第 47 (継続) 法定協議会への移行時期について
(3) その他 新市の財政計画について

午後 1 時 35 分 開会

日程第 1 開会

合併推進協議会事務局長(岩瀬) 全員お集まりではございませんけれども、ただ今から第 17 回阿蘇中部 3 町村合併推進協議会を開会させていただきます。なお、本日の会議はお手元にお配りしております資料によりまして進めさせていただきます。欠席の方と未だ席に着いておられない方がいらっしゃいますけれども、定足数を満たしていることを皆様方にご報告しておきます。

まず、開会に先立ちまして事務局より、先般の産山村の離脱に伴い職員が帰られまして、不足しておりましたですけれども、一の宮町さん、それから阿蘇町さんからご協力いただきまして 2 名の方の事務局職員補充をいただきましたのでご紹介させていただきます。

一の宮町から丸野雄司さんです。

合併推進協議会事務局員（丸野雄司） 丸野です。お願いいたします。

事務局長（岩瀬） それから阿蘇町から本田良治さんです。

事務局員（本田良治） 本田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長（岩瀬） どうも有難うございました。それでは早速あいさつの方に移らせていただきます。まず始めに河崎会長がごあいさつ申し上げます。

日程第2 あいさつ

河崎阿蘇中部3町村合併推進協議会長

会長（河崎敦夫） 一言ごあいさつ申し上げます。本日はそれぞれ委員の皆様方には大変お忙しい中に第17回の協議会にご出席いただきまして有難うございます。尚また大変申し訳ないことに阿蘇町の委員さんが2名欠席しておりますが、お許しいただきたいと思います。

しかし、優秀な委員さんばかりでございますので、万事解決していきたくらうと確信を持っておりますが、本日は9月17日の第16回阿蘇中部3町村合併協議会以降3町村の会議となったわけでございますが、前回の会議におきまして現在までの協定項目については文言の修正を行いまして3町村での承認事項とすると確認したところでございます。当初、提案予定の合併協定項目の45項目中、41項目は提案いたしました。このうち33項目はすでに協議会の承認をいただきまして8項目については継続審議中でありまして、そのうち5項目は本日審議していただくわけでございます。協議会に提案していない事項があと4項目となりましたが、審議、継続審議の中での重要な協議事項を残しております。

平成15年度も既に下半期に入ってきましたので、合併に向かっての協議も一段と急がなければならないところでもございます。しかしながら住民の方にとりましては、大変な不安であるところのように思っております。各町村も国の財政危機に対応できる事態を構築していくためには、合併をもって経費の削減を図ることが住民に負担をかけないことであると考えております。また、阿蘇中部3町村にとりましては、一の宮町には約1万人、阿蘇町約1万8,500人、波野村1,800人と人口格差のある枠組みでありまして、住民の方にとりましての不安がこの点にあるのではなからうかとこのように思っております。

協議会におきましては、これらのことを十分理解していただきまして昨年の11月19日の協議会で確認されましたとおり、対等の合併として協議がなされていくことをお願いするところでもございます。協議会委員の皆さん方には、各町村の代表としての協議はもとより、各町村における議会あるいは協議会に住民の方のご意見等、ご意向等を汲み上げていただきまして、期限に間に合う合併に向かわねばならないとこのように思っております。どうか皆さま方の十分なお理解をいただきまして協議審議が、円滑にいきますようお願い申し上げます。ごあいさつにかえたいと思います。有難うございました。

事務局長（岩瀬） どうも有難うございました。続きまして本協議会の顧問であります阿蘇地域振興局岩下局長さんにごあいさつをして頂きたいと思っております。

岩下阿蘇地域振興局長

阿蘇地域振興局長（岩下直昭君） どうも皆さんこんにちは。私からはいつものように最近の県内状況、そして国の状況について説明をしたいと思います。皆さんご存知のとおりでございますが、南阿蘇3村が新しい村の名称、南阿蘇村ということで全会一致の決定を得たところでございます。それから芦北郡も田浦、芦北の両町が17年の1月1日に合併するというところで合併協定書に調印をされまして芦北町、田浦町、両方とも配置分合議案について議決されました。

それから矢部、清和、蘇陽の任意協議会においては、先月の協議会で11月を目処に法定協議会に移行する方針を固められました。ということで、現在の県内の状況は法定協議会が12、それから任意協議会が4と。で、矢部、清和、蘇陽が11月ということで決められましたので、残っているのは阿蘇郡のこの協議会とそれから小国郷の協議会、そしてもう一つが菊池郡の北部の協議会3つだけということでございます。法律の期限を考えれば11月がやはりギリギリの期限なのかなという気がいたしております。

次、国の状況でございますが、国の動きは相変わらず厳しいものがございます。自民党の地方自治検討プロジェクトチームが合併特例法期限後の、つまり平成17年4月以降の合併推進策に関する意見書を申請、了承されているところでございます。これによりますと市町村合併を求める人口の目安は1万人という方向で一致をみているところでございます。ということで11月に予定されております地方税務調査会の最終答申それから通常国会に提出される予定の新しい法律の中で、この問題をどう取り扱うかが焦点となると思われれます。

それから次は地方交付税の状況でございますが、財務省は来年度予算におきまして地方交付税を今年度の予算規模に比べて1兆円削減をするという方針を固めたということでございます。今後総務省、財務省の予算折衝の中で最終的にどのようになるか不透明ではございますけども、市町村にとって非常に厳しい状況になるのは間違いのないところでございます。

また最後になりますが、以前からお話しておりますとおり、中部の場合は先程、河崎会長のお話にもございましたが、重要案件の審議がこれからでございます。今からが大事な時を迎えるわけでございます。小委員会の状況等を伺いますと、大変ご苦労なさっておられるわけでございます。各町村それぞれの主張は主張として本音で話をされる審議でございます。そのことが相手の立場を理解することに繋がる、より強い絆で結ばれることを願っているわけでございます。それでは本日も活発なご議論をご期待申し上げごあいさつにかえさせていただきます。今日もよろしくお願いたします。

事務局長（岩瀬） 有難うございました。それでは議事進行のほうに移らせていただきます。協議の進行につきましては河崎会長のほうによろしくお願いたします。

日程第3 会議録署名委員の指名

会長（河崎敦夫） それでは早速でございますが、これから会議を始めさせていただきます。まず、会議録の署名委員が一の宮町、家入哲也委員さん。それから阿蘇町、高藤拓雄委員さん、波野村、山口定喜委員さん、以上の3人にお願いたします。

日程第4 会期の決定

会長(河崎敦夫) 続きまして会期の決定でございますが、本日限りでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) 会期は、本日一日といたします。

続きまして、協議に移らせていただきますが始めに小委員会の報告を松永委員長からお願いいたします。

日程第5 議題 (1)小委員会報告

阿蘇町(松永 勲君) 小委員会委員長の松永でございます。新市の事務所の設置及び議会議員の選挙区に関する小委員会より、その後の経過についてご報告をいたします。

当委員会におきましては、3月27日第1回会議を開催して本日まで10回の会議を重ね、検討を進めてまいりました。回数は10回を重ね協議をしてきましたが、途中、産山村さんが離脱されたために4町村から3町村になるという事態があり、庁舎の規模や行政組織の変更さらには行政効率の変更等も起こりましたので、調整の時間がかかっております。前回の協議会において小委員会の協議が急いでほしいとの要望もあり9月29日、10月10日と続いて会議をいたしました。この間に各町村の率直な意見を出し合い問題点の共通理解が諮られたように思っているところでございます。次回までには何とかまとめていきたいと努力いたしておるところでございます。

各町村の協議会あるいは議会の全員協議会におきましては、その都度報告と検討があっておると思っておりますが、各自治体が合併をした方が今後の単独行政より安定した行政運営ができるという原点に立って、各町村の住民不安事項を出し合いながら検討を進めておるところでございます。いずれにしても万人の方が全てご納得いただけるという行政は難しいかもしれませんが、主張すべきは主張し、譲れるところは譲っても調整をしなければならないと思っております。皆様方のご理解をいただきますとともに、いただきますことを切にお願いを申し上げまして委員会の経過報告とさせていただきます。

会長(河崎敦夫) はい、どうも有難うございました。

ただ今小委員会の委員長報告がございましたが、関連して委員長報告に基づく質疑がありますならば承りたいと思いますが、報告に止めてよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) 委員長を始め、小委員会の委員の皆様方には大変苦勞も多いこととごいましょうけども、積極的なご審議をお願い申し上げたいと思います。

それでは続きまして8月12日提案事項につきましての協議を行うわけでございますが、これにつきましては協議第10号から第47号までをまとめて各町村の代表者の方からご意見を伺いたいと思います。まず、一の宮さんお願いいたします。

- 議題(2) 協議事項 協議第 10号 (継続)国民健康保険の取扱いについて
協議第 28号 (継続)保育事業の取扱いについて
協議第 50号 介護保険事業の取扱いについて
協議第 51号 保健衛生関係事業の取扱いについて
協議第 52号 児童福祉事業の取扱いについて

一の宮町(宮崎昭光君) 一の宮の宮崎です。前回継続になっておりました協議第 10号、28号、47号これについては原案どおりの決定をいただいております。ただし国保のですね、割合いわゆる応能割といったものがありますけど、保険税の賦課方式で資産割の負担のところをですね、見直してほしいといった意見が出ております。それから50号、第51号、第52号、原案どおりで決定いたしております。

会長(河崎敦夫) はい次、阿蘇町お願いいたします。

阿蘇町(高藤拓雄君) 阿蘇町の高藤でございます。まず協議事項の第10号でございます。

(1) 税率についての計算方式でございますが、3町村ともに4方式の計算でおられるところでございます。事務局提案でもそのままやって行きたいというようなことございました。阿蘇町といたしまして、今いろいろ論議を重ねておるところでございますけども、所得、均等、平等の3方式でやれないのかという意見でございます。資産割を導入した場合に色々所得を生まない家屋だとかそういったものもありますので、将来的には資産割というのは何とか外すような方向で今後検討していただけないかというようなことございます。

それから(2)の財政調整基金の持ち寄りでございますけども、事務局案で10パーセントということで提案しておられますけども、10パーセントではちょっと少ないんじゃないかというような意見もございます。あさぎり町の例にございますように合併後すぐに値上げなんていうのはやっぱり避けていかねばならないというようなことございまして、できたらやっぱり各町村可能な限りのですね13パーセントないし14パーセントぐらい持ち寄る必要があるんじゃないかというようなことございます。

それから(3)国保税の納付の問題でございますけども、3町村共に収納率が大変良くないということでございまして、滞納者の被保険者証の取扱いは極めて慎重かつ厳しく対応していかなければならないというようなことございまして、その項目に収納率向上に対する文言を特に加える必要があるのではないかというようなことございます。

(4)これは原案どおりで結構ということでございます。

(5)高額療養費貸付でございますけども、現在阿蘇町では窓口を社会福祉協議会に置いておりますが、対象者の利便性等を考えた時に、色々な問題を抱えておりました。今、見直しを検討している段階でございます。今一度社会福祉協議会と協議を重ねられまして慎重に対応していただきたいということでございます。

(6)、(7)、(8)は原案どおりで結構でございます。

それから協議第28号、50号、51号、52号につきましては原案どおりで結構だということで

ございます。以上でございます。

会長（河崎敦夫） はい、有難うございました。

それでは波野村さんお願いいたします。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤です。波野村といたしましても8月12日提案された本件について、去る9月の25日でしたか、本村の特別委員会、それから3町村の推進協議会委員の方々においでいただきまして、その提示されました項目一つ一つ協議を検討し慎重にやってきました。その結果ですね、継続協議いわゆる協議第10号それから28号これは当初から波野村は原案でよかろうということを進めてきたわけでありまして。全くこれは変わりありません。協議第54、51号、52号これについても、色んなご意見は出ましたが、現時点ではこの指示された案により行くほうがいいんじゃないかというような結論が出ておりますのでどうぞそのようによろしくお願ひし、ご報告を終わります。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございます。

これで協議第10号から28号、50号、51号、52号、それぞれ各町村の意見等が出たわけですが、これについて事務局のほうで、取り纏めをして下さい。

一の宮町（宮崎昭光君） 先程の発言で訂正をお願いします。あの47号までですね、原案どおりと言ったと思いますが、52号までですので、47号は後で改めて。

会長（河崎敦夫） ではまた後でゆっくり。はい。では10号、28号、50号、51号、52号までを協議させていただきます。まとめて。

合併推進協議会事務局次長（大塚） それでは事務局のほうで各町村のご意見伺いましたので、確認をさせていただきたいと思ひます。協議第28号、協議第50号、協議第51号、協議第52号この4つにつきましては、原案どおりということによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局次長（大塚） それでは協議の第10号となりますけども、一の宮町さんのほうから原案どおりではあるが、保険税の資産割合負担の見直しをもしやったらというご意見が出ておりました。それと阿蘇町さんのほうから同じく税率の計算方式を4本方式から3方式にしてはどうかというご意見、それと財調を今10パーセント持ち寄るということで事務局提案させていただいておりますけども、それをギリギリの状態まで引き上げて13パーセントあるいは14パーセントの持ち寄りをしてはどうかというようなご意見。そしてまた収納率の向上についての文言についても、調整案の中に加えたらというご意見、それと社会福祉協議会を窓口ということで今提案してはありますが、これについても再度検討というような話が出ました。

それで、今かなりいろいろなご意見が出ましたもんですから、この協議第10号の国民健康保険の取扱いについて。これは、計算方式、その他諸々についてもう一度再計算というか、試算をやり直してもう一回資料等でお示ししたいと思ひます。それで、本日は他のご意見等すべてですね、この場で回答というのがなかなか難しいものから、これにつきましては、またもう一度次の時まで継続ということをお願いできませんでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 協議 10 号の国保の取扱いについては次回まで繰越すということですか。そういうことでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） じゃあ、そのように取り計らいます。

それでは協議 28 号、50 号、51 号、52 号は原案どおりということで、それぞれ協議していただきまして。

次に協議 47 号の法定協議会への移行時期についてということでございますが、それについてもご意見を各町村に承りたいと思います。まず、波野村のほうからお願いいたします。

協議事項 協議第 10 号（継続）法定協議会への移行時期について

波野村（後藤新一君） 波野村の後藤です。法定協議会への移行時期について、47 号なんですけど、これも前回の時、波野としての意思表示ははっきりしておった。波野においては、前回の会議においてタイムリミット 11 月 1 日というようなことでございました。しかし本村としてはですね、小委員会に委託した事項、これも見極めがはっきりしなければというようなことでございます。と同時に、新市の具体的な建設計画。これも当然地域ごとの建設計画が当然示されるべきであります。本日の財政計画についても資料は出されておりますが、財政的なものはこれでもいいと思いますが問題は中身です。どういう事業が波野村にできるのか。地域の発展に繋がることができるのか。そのへんがはっきりというか、ある程度そのような経過がでてこなければ波野村としては今回期日の定めはちょっとご無礼をというようなご意見でありますので以上報告します。

会長（河崎敦夫） はい次、阿蘇町さんお願いします。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の高藤です。阿蘇町からご報告させていただきます。法定協への移行時期でございますけども、当初事務局サイドで 11 月 1 日ということでご提案を受けていたと思います。ここに至っては恐らく 11 月 1 日はちょっと間に合いそうにもありませんが、できる限り早く、可能な限り早くということで決定をさせていただきたいと思います。できましたら小委員会等の協議事項等も早急をお願いをいたしまして、11 月の中頃ですね、それまでには法定協に移行できるような、そういった体制で望んでほしいというようなことでございます。以上であります。

会長（河崎敦夫） はい次、一の宮町さんお願いします。

一の宮（宮崎昭光君） 一の宮町の宮崎です。一の宮町の意見を申し上げます。一の宮町といたしましては、現在小委員会に委託されております案件をですね、解決次第、法定協のほうに移行するといった意見です。

会長（河崎敦夫） 協議第 47 号の法定協議会への移行時期についての 3 町村の意見がそれぞれ出ました。事務局のほうで、どのような取扱いをするのか。

一の宮町、阿蘇町さんについては具体的なご指摘はなかったけれども、波野村さんにおいては具体的なご指摘があったと思います。それについての事務局、財政シミュレーションの問題とか

いろいろ新市建設計画等の話もございましたが、そこへんのところ事務局説明してください。

事務局次長(大塚) 事務局のほうから説明をさせていただきたいと思います。財政シミュレーションにつきましては、このあとその他のところでご報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、先程お話ございました小委員会につきましては、今後会議等を頻繁に開いていただきまして、詰めていただくようになっております。ですからそれは当然小委員会の結果をこの協議会の場で報告をしていただいた後にということになると思います。

それと建設計画の話がございました。建設計画につきましては、ただ今素案程度のもので事務担当者のほうでですね、詰めているところがございます。これにつきましては、ある程度これが出来次第、協議会の委員さん方にお諮りしまして、委員さんたちのほうでですね、またいろんなご意見を伺いながら今後詰めていくことになると思います。それで、建設計画につきましては、今後県のほうと内協議とかいろんな協議もございます。ですから、それも合わせてですね、中身はそれぞれの町村のご意見、あるいは委員さん方のご意見を伺いながら詰めていくところがございます。それで、現在、そのたたき台が各町村に、関係者の方に配られている状況でございますので、もうしばらくいたしましてからある程度以降ですね、調整した上で各委員さんの方にはお伝えしたいというふうには考えております。

それで、先程、阿蘇町さんのほうから11月の中頃には移行できるような意見をいただきましたけれども、ただ今申しました通り、それぞれの必要事項と申しますか、小委員会の検討事項とか、そういったものがございます。ですから、極力事務方といたしましても、提案事項につきましては極力これから詰めていただくということで、お願いしたいと思いますし、当初申しました通りできる限りですね、11月中に法定協に移行できるような形でですね、段取りをとっていきたいというふうに考えております。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

会長(河崎敦夫) 今事務局からの報告でございましたが、それに関して委員さんから何かご意見ございませんか。はい、どうぞ。

一の宮町(宮崎昭光君) 一の宮町の宮崎です。波野村からのですね、新まち計画を提供前に、いや、新まち計画を出さない限り法定協に移行できないといった、そういった解釈でよろしゅうございますか。そう私、感じておりますけど、そうした場合はですね、事務局、新まち計画なるもんがですよ、短期間に出来上がりますか。

事務局次長(大塚) 先程申しましたけれども、新まち計画のですね、正式な提案或いは正式に協議できるのは、これからですね、各町村の調整が必要でありますし、県のほうにも内協議あるいは正式協議というのがまた必要になります。それをやりますとですね3カ月の期間が掛かります。それで、先程申しましたのは建設計画につきましては、たたき台のレベルでですね、各町村の中に情報として流していくというふうにしか、今のところ事務局としてはできない状況でございます。ただ当然たたき台の中には各町村の意見を入れていただきますし、各委員さん達にもそれを充分ご覧になっていただきたいというふうに考えています。今後そのたたき台というような形で出したいというふうに考えております。

波野村(後藤新一君) 波野村の後藤です。波野としてはですね、そういう計画が具体的なも

ので出てこなければ納得がいかない。ただ住民に関しての説明ですね、これどうする、やっぱりそういうのが一番大事な訳です。こういうふうな小さい自治体じゃですね。波野村をどう作り上げていくのか、その様なはっきり、ある程度、目途が出てこないとですね、我々もこれは納得できませんということをしきりに最初から述べている。この前の会議において、次回までにはそういった事業計画の内容を少しは出せますよ、という事務局回答ではなかったですか。そういうふうに指示しますと言う私どもは声を聞いているわけです。事務局の見解によっては、そう聞いている訳ですから、今日私はそのところが出されるのかなと、そういったそれなりに行くとは思いますが、その計画を全て出すということではできないと思いつながらですね、ある程度のやつはできるような事はしていただかんとですね、我々も地域住民に対する説明が難しいんですよというように今まで主張してまいりました。

従って、全てがその計画がですね、その建設計画が出来上がらなければという意味ではないわけですね、だいたいこうなるんじゃないんですかと、そういう事務の中であたって出てくるわけですから、もうそれでもいいと思うんですよ、その意味ある程度説明されなければ波野村としてはちょっと答ができないということでございますから、そのへんは一つ充分ご認識を各町村においてもお願いしたいということでございます。

会長（河崎敦夫） ただ今、波野村から出たことについて事務局の方で何かございますか。

事務局長（岩瀬） ただ今、建設計画のことについてお尋ねをいただきましたので、事務局の建設計画の作り方の手順についてご報告申し上げます。確かに建設計画を見ない限り、住民の方の不安が払拭できないからそれをもって説明すると言われてきました。それで企画部会において各町村の課長さん方がいらっしゃいますけども、その方たちを中心に作ってきました。

皆様方がご承知の通り建設計画なるものは、一般の町村でも既にある自治体においての実施計画を作る時には住民の意見のこと、それから議会のことが大変気になりながら作ってまいりますけれども、新市計画はまだ形のないところの新しいまち、新しい市に向かって作る計画でございますので、基本指針になるものは全て事務局で考えられるところの将来の指針に向ってということになります。一番手っ取り早いのは現在まで3町村が取り組んでこられました実施計画を元に、それをできるだけ活かして行くというような作り方になりますけれども、それを全て積み上げますと大変な金額になりますし、また財政調整もいたしておりませんので、その中から取捨選択というのは困難であると思っております。それとまた、新市におきましては、せっかく新しい自治体を一本化して作るわけですから、なんとか発展させようというのが当然謳いこまれると思えます。そこには、夢のある市を作らなければいけませんし、住民の方に希望のある計画を織り込まなければなりませんので、その様なこと取捨選択が必要でございます。しかし、おっしゃっていただいた通り、その前に住民説明会と言われますから、いかなるものが作れるのかということで企画部会を中心に検討しました。そして、現在においてそれぞれの町村が積み上げてこられましたのを元に、その内で望めるものを織り込んで作っていくこととなります。

しかし、今一の宮さんの方から説明がありましたように正式な建設計画なるものは、町村の議会それとまたこの協議会をもって決定されていくものでございますので、あくまでもこんな体制

ではどうでしょうかとこのようなことは、3町村話し合いの上でできる可能性がありますということですね、協議会長のあいさつにありました様に対等の立場でやっていただく建設計画というもので、素案をお見せし、そして住民の方に使っていただくところは、それを使っていただくかなと思っております。大変時間がかかっておりますが、作っていただく各町村の企画部会の方も議会の議決を得ないままに出すのはということで大変心配されておりますが、ここは一応ひとまず実施計画を、今までありました市町村実施計画を礎にしまして、計画の概要をお見せするというような資料を作らせていただきたいと思いますと思っております。本日お見せするまでに事務局できませんでしたが、次回それまでには用意させていただきたいと思っております。以上です。

会長（河崎敦夫） どうぞ。

波野村（後藤新一君） それですね、後の新市の財政計画の中を見ておりますが、その中で普通建設事業費というのが出ております。それで、これについては現時点いわゆる15年度21億4千万ですか、将来26年度ここへんについてはいわゆるもう試算ですが、こんな数字が出ております。従ってこれは財政のですね、計画は纏めてあるから当然これは各事業の積み上げになつておると思います。ポンと出しますか、こういう経費を。事業費を。これらの金額はポンと出される金額じゃないと思います。明らかに住民座談会で検討をする段階において、やっぱ波野にこういう条例が必要ですよ、こういう施設が必要ですよ、じゃ阿蘇町にもこういう施設が必要ですよ、一の宮においてもアクセス道路を作らんといかんとそういうものを積み上げてこの財政計画というものができるものと私は思います。これがなくて財政計画はできないと思いますよ。私はそう思っていますが、そのへんの計画について後で説明があると思いますが、そういったことが私は必要と思っていますから。以上です。

会長（河崎敦夫） 事務局。

事務局次長（大塚） ただ今、財政計画の作り方について説明が求められましたですけども、本日のその他の議題の中に財政計画のことがありますので一括してその点で触れさせていただきたいと思っております。

会長（河崎敦夫） 松永委員。

阿蘇町（松永 勲君） 法定協の最終的な時期はいつなのかということで、前前回でしたか阿蘇町の小笠原委員の方から出されました。そのおり事務局といたしましては、10月1日を最終リミットというふうにいわれておったんですが、今日の話をお聞きますと11月中、こういうことでだんだんずれていけばですよ、最終的には戻くりはできるんですか。間に合いますかね。大丈夫ですか。

会長（河崎敦夫） 事務局。

事務局次長（大塚） 先程、申しましたとおり、とにかく事務局サイドとしましては早め早めに進めたいということでございます。ですから、以前11月1日という話をした時もお話したかもしれませんが、今後、時期が遅れれば遅れる程、このあとの事務方が詰めていく時間が非常に少なくなってまいります。ですから前に申しましたとおり電算関係にしましても、最終的に住民にご迷惑にならないように早め早めに段取りをとって進めていきたいということで、あとに詰ま

れば詰まるほどですね、その期間が詰まれば詰まるほど当然いろいろな問題も生じてくる可能性もありますし、あくまでも事務局サイドとしましては 11 月にですね、早めに法定協に移行し、具体的な契約をしながら今後事務レベルのほうの詰めをとにかく早めに進めて行きたいというのが気持ちでございます。ただ先程言いましたように事務局だけが、こうして下さいというお願いを出しているのですけれども、当然これ合併協議会のことでございますので、協議会の中での決定についてはですね、事務局サイドとしては尊重していくべきですし、その指示に従っていくべきでございます。ただあとに行けば行くほどですね厳しくなりますし、いろいろ問題もまた出てくる可能性がありますということで是非早めに法定協に移行できるようにお願いしたいというふうに思います。

会長（河崎敦夫） はい。

阿蘇町（松永 勲君） ただですね、いろいろな重要な協議事項がたくさんございます。新市計画あるいは財政計画等がありますが、それがそのままずっとずれこんで、いつまでも法的協議会にいけないというふうになりますと、町村合併そのものが成立できない、成就できないということだって考えられるわけですね。としますと、やはり法定協に変える時期はやはり設置をして、そしてどうしても協議がずれこむならばそれは法定協の中で調整をとっていかないとまずいんじゃないかなというふうな気がしますが、ということはとれないですかね。

会長（河崎敦夫） はい、どうぞ。

阿蘇町（丸山信義君） 今、松永議長が言われましたとおり、やっぱりこういったことにつきましては、ある程度スケジュールをですね、この前も 11 月 1 日ということで決めたわけでありまして、今議長が言われましたようにですね、じゃあ法定にいかなかったらですね、今言われとるような協議はできないのかということ、できるわけではありますが、一旦ですね、きちっと法定協を立ち上げた中で並行してですね、やっていかれる問題だと思います。ですからスケジュールをあんまりいじりますと合併そのものがですね、時効になったり、大幅にずれますとですね、大変なことになると思いますのでやっぱり立ち上げは立ち上げてですね、ある程度のスケジュールどおりにお願いしてですね、その中で並行として協議していただく分については協議していただくということですね、いかないといつまでもですね、先程の事務局の説明によりましていつのことかわからんですね。それで、それはそれとしてやはりやっていただいてですね、小委員会は小委員会のほうで立ち上げて並行していかれたほうがですね、私はよりスピードがある審議がですね、なされると思います。

会長（河崎敦夫） ただいま丸山委員の意見で波野さん何かございますか。はい、どうぞ。水野委員。

波野村（水野日出男君） 波野の水野です。先程から協議第 47 号、継続として法定協の移行時期ということで、ただ今ご審議をなされておりますが、うちの委員長の方が先程、報告がありましたように、私共といたしましては、法定協に移行する前にですね、小委員会の中でですね、小委員会に付託をされております案件についてですね、はっきりした結論ができない限りはちょっとというですね、これは私たち個人的な意見じゃございません。村の民意なんです。村の議

会をはじめ、住民の方たちの民意がそうなんです。ですから、そのへんのところについておっしゃっていることも理解できます。しかしながら、私共はそのことを委員数人で押しきってもっていくということにはいかんわけですから、そのへんのところ苦慮しているわけでございます。ですから、波野村だけが法定協に移行をする時期について、少し難色を示しているようにご理解されておられるようですが、そのへんのところはそういうことはございませんので、そのへんのところはひとつ勘違いされませんようお願いしておきたい。ですから、いつか河崎議長がおっしゃっていたように、この二つの問題をクリアすればですね、あとはいくんですよ、ほんとにいきますよ。役場の所在地でしょ。議員の定数の問題でしょ。この二つをですね、クリアすればあとはすいすいすらすらでほんとにいきます。そういう考え方を皆さん持っておられると思いますよ。ですからやはりこれをですね、クリアしなければ、全ての会議が、審議が難航することは確かなんです。それだけ申し上げときます。

会長（河崎敦夫） 今、水野委員さんの意見がちょっと違っとったようでございますが、まずその庁舎の問題と定数の問題、これはちょっと論外にしてもらいたいと思いますが。新市建設計画、これが重要な課題だと今の時点ではですね、まだ定数の問題とか庁舎の位置の問題についてはまだ後刻。ただその実施計画、実施計画と言いましたけれども、実施計画でもいいと思いますが、それぞれ3町村、それぞれの村づくり、町づくりのための総合計画というのがどの町村も作ってあると思います。これをどう計画していくか。これを継続していくことが合併の目的でもあるわけです。

それで、申しわけないけれども、また後藤委員さんの話、質問の中ではやはりその先が見えないということが大きな法定協議会に移行する課題。ちょっと私も議長であまりしゃべりすぎしておりますが、そういうことですね、それぞれの新市計画には旧町村の総合的建設計画というのが加味された新市建設計画ではなからうか。これに対するいわゆる何ですか、財政の状態、それについてはですね、これは私見で大変恐縮ではございますが、波野村の5年間の普通建設事業費、或いは一の宮の5年間或いは3年間でもいいんですが、トータルして年平均してそれを順序よくやっても公平ではないかと。これは私見ですけどもね。特段の事業があればまた継続なんですけども、そこへんのところでやはり継続的には一方に偏らないように、旧3町村均衡ある事業をしていこうじゃないかというのがやはり紳士契約でもあるわけでございますが、大変恐縮でございます私の私見まで申し上げます。水野委員さん、後藤委員さんどうでしょうか。

今、将来の財政計画とか、財政シミュレーションとか、新市の建設計画についてのご意見の中で会長試案ということではございませんけれども、先程言ったように普通建設事業計画については3年間なら3年間、その町村の5年間なら5年間の平均を110億の特例債事業の中で取組んでいくということではどうでしょうかということですね。

波野村（後藤新一君） だからですね、特例債で結構です、ですからそういうのが目に見えないといかんということです。特例債が110億あると、議会棟が足らんから議会棟を造るとか或いはその道路がまだ未整備だからアクセス道路の整備が必要であるとか、そういったやつが出てこなければですね。どういうふうに進んでいくのかというのが目に見えない限りですね、不安が取

り払われない。全部でなくてもある程度表示がされますと、それによって私共も住民説明会で説明が出来ると思っておるわけですから。無茶なことを言っているわけではないんです。そういうことで、この任意協の中で、できるだけ任意協議会の中で十分検討をやってほしいと言っているわけです。目に見えるようにできるわけでしょ。現在において時間が足らんというようなことは、私は別なことと思いますが、これまでに至らなかったことは仕方ないとしても、ただ素案はできると思いますよ。ですから私どもは、今までの村内の委員さんの意見を聞きましたらそういうことでしたので、何も私見でものを言っているのではございません。どうぞそのへんをご理解して、できるだけお互い譲歩するところは譲歩して前向きにやっているわけですから。よろしく願いしておきます。

会長（河崎敦夫） 分かりました。じゃあちょっとお諮りいたしますが、この協議第 47 号の法定協議会の移行時期については、今の時点で結論は出さずにですね、次のその他ということで、阿蘇市の財政計画というのがあります。そこで大まかなことは出ておりますので、そこへんで検討した後にまたこれ一時中止ではございませんが、この財政、新市の財政計画案というのがございます。それのご意見を賜った後に、また後に戻って協議 47 号の法定協議会の移行時期にしたしたいと思いますがいかがでございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） じゃあそのようにとりあえず協議 47 号については、一時協議中止ということでその他のほうで協議させていただきます。事務局説明願います。

（3）その他 新市の財政計画について

事務局長（岩瀬） それではただ今財政計画のところに順番が回ってまいりましたので、ただ今から説明をさせていただきますけれども、財政計画につきましても作られた経緯がありますので、担当していただいた一の宮町財政係長の市原 巧さんから説明していただきます。この財政計画を作るにあたりましては、参加しております 3 町村の財政、専門部会において検討したものであります。ご説明させていただいた後、ご質問をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

一の宮町（市原 巧君） ただ今ご紹介いただきました一の宮の市原と申します。お手元のほうに新市の財政計画ということで資料が配付してあると思っておりますが、その中身につきましてですね、簡単に概略説明をさせていただきたいと思っております。今、事務局長が申されましたように、この表の作成にあたりましては各町村の財政担当、財政係長が寄りまして、色々基本的な数値をもとにですね、合併した場合、しなかった場合と比較対照できるようにということで作成のほうをいたしております。後で述べますが、ご質問がありました新市の財政シミュレーション、一番最後のページになると思っておりますが、その中での普通建設事業費の積み上げはということでございましたが、最後に触れたいと思っております。

まずはですね、お手元にお配りしてありますこの資料をどういう経緯で作ったかということで、1 ページ目に書いておりますが、目的としましては、新市における財政計画、健全な財政運営を

行うための財政指標といえますか、目安にするために作成いたしております。それと、合併をしなかった場合のですね、各町村がどうなるのかというふうな対比表をですね、対比ができるような形で作成をいたしております。

期間につきましては17年の合併を想定いたしまして、国の合併に伴う財政支援措置、10年間ですが、段階的に後5年財政支援措置があるわけですが、10年間をひとつの合併特例債等があるものですから、目処に作るということで平成17年度から26年度までのですね、想定をしております。

資料については先程も言いましたように合併をした場合、しなかった場合の対比ができるような形で作っております。基本的なことで申し訳ないんですが、予算の各大きい項目、決算項目に基づいて歳入部門、それから歳出部門に分けてですね、それぞれ合併しなかった場合の説明、もちろん合併した場合の新市における説明を3番の歳入からずっと記載しております。それで、若干時間の都合もあるものですから、重要なことといえますか重点的なことを説明させていただきたいと思います。

まず、合併に際して一番に取りざたされますのが、2ページ目になりますけれども、よく言われます地方交付税、既存の各町村におきまして、13年、14年、15年度という各年度ごとのですね、地方交付税の推移というのが当然のことながら皆さんご存知だと思いますが、億単位で減っております。それで、財政力指数というのが専門的にあるんですが、3カ町村ともかなり低い指数になっておまして、この財政力指数というのは反対に言いますと、予算の財源の歳入時、どれだけ国に依存しているかということでありまして、3パーセント台それ以下ということになりますと、大半を国に依存している、地方交付税に依存しているといことになります。そういう地方交付税に依存している状況で、地方交付税が削減ということになりますと財政的には大変厳しくなりますね、厳しくなった場合にはおのずと歳出のほうを抑える以外ないというふうな形で各町村とも大変苦慮されています。そういったことで、合併しない場合については年々削減をされるということで、大変厳しい状況になると思います。それについては後のほうで数字を列記しておりますので、そちらのほうで説明させていただきたいと思いますが、合併した場合についてはですね、合併特例債よく言われますが、3カ町村でですね、発行可能な額として118億円の合併特例債、主に普通建設事業に充当されるかと思いますが発行可能額と、こういったものを活用しながら新市における建設計画等に活用していくというような形をとっております。そういった部分で歳入においてはですね、合併することによって地方交付税なり、合併特例債等によってですね、歳入を埋め合うというような形になっております。それから地方交付税がもう一つ普通交付税と次のページ特別交付税というのがありまして、簡単にいいますと各町村における特別な事業をやる分については、国が財政的な支援をするよということでありまして。ただこの特別交付税については、近年ですね、総務省の見解を見るとですね今から先、特別な町村の事情というのは合併、もしくは災害というのが1番の特別な事情であって、ということは合併しなければ特別交付税については、かなり削減される。そこに合併しない場合は、一応3パーセントから5パーセント特別交付税は削減されるだろうと見込みは立てておりますが、現在の色々な資料をですね、照

らし合わせますと、どうも合併しない場合これ以上に削減されるんじゃないかなろうかというような形です。ただ合併した場合については、その下に列記してありますように、ある程度の措置が受けられるというような形の中ですね、10年間ではありますけれども財政措置してくれるというような形であります。それとあとですね、いろんな項目についてはまた読んでいただければというふうに思います。

それと4ページのほうにですね、ちょっと地方交付税の推移表ということで書いております。上の方からいきますと各町村明記してありますが、これにつきましては合併しなかった場合、平成26年度までで今言いました普通交付税、特別交付税ありまして地方交付税がどういうふうになるかなという形で一応推計を求めてですね作っております。それで、一番最後の26年度を見ていただきますと仮に3カ町村合併しない場合でいった場合ですね、交付税の合計でいきますが、3カ町村で32億程度見ております。ただ一番下の列になりますと合併した場合の交付税の推計額ということで出しておりますが、43億程度ということで約11億程出しております。それで、これにつきましては、合併特例債等の支援措置等を含みますので一概には言えませんが、10年間で開きが出てくるということでございます。そこで、今言ました数字の部分をもう少し見やすくしたものを5ページの方の表にいたしております。線の部分が合併した場合の交付税の額の推移ということで、若干少しづつ減ってはございますが、合併しなかった場合の棒グラフとでは単純に3カ町村足しておるんですが、開きがあるという形になっています。これ一応10年間で算出していますけれども、最終的にはですね、10年からあと5年、5年間のうちに段階補正という形で、更にですね交付税が削減されるという形でありますものですから、仮に合併をしても歳出においてはかなり抑制しなければならぬという形であります。それにつきましては、とびまして6ページの歳入部分の明細を書いておりますので、あとでまたよく見ていただければと思っています。

一応7ページから歳出項目とありますが、仮に合併をしてもですね、歳出部分については当然交付税を抱き合わせて抑えるということでありますので、合併することによって基盤を強化するという形でまずは人件費。今現在、約500人、3カ町村単純に足しますと出先機関といえますか、そういうところを合計しますと510人ほど職員数があります。阿蘇町、一の宮、波野。全部で510名程ございますが、合併することによります減額等を踏まえてですね、400人以下。財政としては350から7、80までぐらいのですね、職員定数をもっていったその分人件費の抑制を図りたいなというふうに考えております。それで、一応その費用は合併した場合、しない場合で比較していますが、単純に3カ町村ですね、10年間の定年者数でだしておりますが、3カ町村の場合117名ほど定年者の方を迎える予定になっております。合併をしない場合ですと各町村どんなに努力をされてもですね、定年補充を賄わないということは行政運営上できないという形になりますので、目一杯削減をという形でもそのようになります。合併する場合につきましては、在任特例がありますものの19年から先につきましては議員の法定定数26名という形になりますし、各三役等もそれぞれ1名ずつとそういう形になりますし、そういったところの削減、ひいては全体的な職員定数による削減ということで、10年間で少なくとも97名から100名近くの人員削減

という中で人件費を抑えようという形をしております。

それから次に扶助費や公債費等について記載しておりますが、時間の都合で、後で見てください。なければと思います。

それで次に9ページ目にですね、投資的事業ということで7番目に書いてあります。先程質問が出ましたが、この数字の出し方です。本音のところはですね、色々先程出ましたように建設事業費の積み上げがなければ、実際普通建設事業費というのは各町村の場合ですと積み上げができません。ここにおける合併シミュレーションの場合もですね、普通建設事業費の積み上げにつきましては、当然のことながら、今の段階で私共財政部会においても、実際具体的にどこの町村で何をやるか全体的に何をやるのかははっきり見えておりませんですから、この数字の積み上げについては、基礎となる部分はございません。こういった形で新市の投資的経費、普通建設事業費をはじめましたかといいますと、極端に言いますと新市の財政シミュレーションの中で歳入部分につきましては、普通交付税その他の項目につきまして概略今の既存の歳入ベースを元に、増減の動向を見ながら、歳入の金額をはじめております。それで、当然歳入金額が決まれば、その入る金額に対して出て行く金額を計算するという形で、出て行く金額につきましては、人件費。人件費については今言いますように削減するという計画ではじめております。それから扶助費、こういったものについても既存の各町村における経費的なものも、今後こういった少子高齢化の中ではですね、こういった経費は当然削減するというのは既存の町村の段階でもできないわけですが、そういったものについては、類似市の額を見て積算をいたしております。そういった形の中で、ある程度今の既存の町村の歳入構造における増減というのがある程度出ております。それで、それらの数値を決めて、決まるところを決めていって、当然のことながら残った枠が普通建設事業、投資的経費という形にもっていきます。ですから、新市における財政シミュレーションの中の普通建設事業、その下に災害復旧と書いてありますが、こういったものについてはですね、歳入から確定した歳出項目を引いた残りの分を当てたという形にしております。それで、新市の場合ですが、10年間で200億程度の投資的事業をやっていこうという想定をですね、算定いたしております。

また、合併特例債についても先程の140億という話があったかと思いますが、3カ町村の場合ですと、最高満額獲得して118億程度になります。それで、合併特例債は一応借金ですので、全額獲得しますとなかなか財政的に厳しいものがあるものですから、一応財政担当者としては、100億円を目処に充当していこうということで、普通建設事業費トータル200億程になるんですが、100億を合併特例債、それから残りの100億について委託財源を当てて建設事業をやっていくという形で想定いたしております。それで、その中で各年度ごとの普通建設事業費にバラツキがございます。当然合併を17年度からということで想定をしておりますが、当然17、18、19、20合併当初については、色々な建設事業だとかハコものを含めた道路事業、そういったものが集中するだろうという想定の上に合併当初5年くらいについてはですね、厚みをおいた配分ということで数字を出しております。従って具体的なこの数字の中身ではありますが、例えば23ページですね、新市の財政シミュレーションの建設事業費ですが、各年度を見てみると合併後一番額が

大きいところは19年度で29億2千9百万となっておりますが、具体的には財政計画の中でこの約30億は何をやるのかということについてはですね、あくまでも想定しかありませんので、事業を積み上げてこの数字を出したという経緯ではありません。

ですから、今後事務局長が申されましたように、各町村の調整とそれから建設計画において企画部会でつめがあって、より具体的な事業の配分等が決まれば、それに基づいて財政シミュレーションを再度立て直すということで、より具体的な数値と言いますか、各町村で行われます予算計上のですね、配分によってより具体的な数値が決まってくるかと思えます。ですから今の段階では、中身については具体的に積み上げたものではないということをご確認をいただきたいと思えます。

それから最終的にですね、確認いただきたいのは18ページがですね、合併しなかった場合の3カ町村積み上げということで想定いたしております。これは今言いました一の宮、波野、阿蘇町3カ町村がですね合併しない場合の3カ町村の数値ですから、例えば19ページの宮が合併しなかった場合の数値が出ております。それで歳出の方ですね、建設事業費があると思えますが、例えば一の宮でいくと13、14年度の決算で言いますと普通建設事業が9億、6億という中で建設事業をやっております。ところが合併をしないということになりますと、平成26年一の宮でどれくらいの建設事業をするのかということにつきましては、合併をしない場合ですね2,600万というような形で、これは有り得ない数字であります。有り得ない数字ではありますけれども、非現実的な数字ではありますけれども今の交付税の減少傾向、それから町の少子高齢化に伴います扶助費的な部分の増額等を見込みますと、どうしても普通建設事業費には割けない、予算削減というふうな非現実的な状況になっております。それで、これを単純に足し上げたものが、3カ町村を足したものが18ページというパターンであります。ですから、18ページと22ページ、23ページを比較していただくと中身が全然違うというのが分かると思えます。

それで、予算総額についてはですね、合併した場合、しない場合においても予算総額では10億円程度の開きしかありません。合併したから予算が大きくなるというもんじゃありませんが、中身についてですね、大変大きな差がでる、合併することによりまして投資的経費に予算が割けるというふうな状況が生まれてくるということで、予算そのものの中身が非常に変わるんだということをご確認いただければという具合に思っております。

以上そういう考えでですね、財政シミュレーションのほうを作らせていただいております。それで、各項目のところ詳細に質問事項があると思えますが、分からないところについてはですね、各町村の財政担当3人で作り上げておりますので、機会がありますれば各町村の財政担当の方にお尋ねいただければですね、それぞれここに書いております各項目なり他の項目についてもですね、またゆっくりとご説明ができるかと思えますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上財政シミュレーションについての説明を終わらせていただきます。

会長（河崎敦夫） はい、ただ今財政担当の方から新市の財政計画等について、説明がありました。膨大な数字が出ておりますが、これについて何か質疑ございませんか。

波野村（後藤新一君） はい、財政計画については分かりました。ただここに示した以上です

ね、今後の建設計画の中に、この金額の範囲内で明らかにせんと今説明したのが何もならんわけですね。我々はこういうシミュレーションを元にして説明するわけですから、このへんが最終的にですね、建設計画を立てた場合にすぐゴロゴロ変わるか知らんじゃですね、せっかくこうして立ててもいかんわけですね。そういうことですから、これは一つのたたき台、方向というのは示されておりまして。それに向かって一つ取り組むと、そうしますと分かります。

中には、特に過疎債の問題も出ておりますが、合併した場合の合併特例債事業これは10年間で総事業費105億ということになります。過疎債事業というのは波野村しか該当しないわけですね、阿蘇町、一の宮は、これは過疎債は借りられないと私は思っておりますが、そういう中でですね、非常にあの5年間でありますが11億ぐらいの計画といたしますが、そういう数字が出ておりますが、かなり波野としてはですね、非常にこれはよく見ておると、ですから、そういう私共も今後座談会等で説明をしなければなりませんので、今の中身ではちょっと困りますということです。

会長（河崎敦夫） 事務局、今その後藤議員のことについて何か補足説明がありますか。財政係長でもいいが。

事務局（岩瀬） 有難うございました。本日の財政計画は、新市になった場合、歳入に対して考えられる歳出ということで、シミュレーション試算をさせていただいたものを発表させていただきました。先程の内容につきましては、市原財政担当のほうから説明したとおりでございますが、ただ今波野村の後藤委員さんからおっしゃっていただきましたように、今後基本的な数字に基づいた、これに沿った計画ができるように進めていきたいと思っております。

会長（河崎敦夫） はい次。

一の宮町（宮崎昭光君） 一の宮の宮崎でございます。大体将来推計でございますので、数字の積算についてのですね、本当はあんまり内容的にはない説明でございますけれども、歳入歳出を見た場合ですね、17年度から10年後非常にですね、私このシミュレーション乱暴なところがあるような気がします。いいですか、まずですね地方税の収入が23億ですよ、10年後、26年度。すると歳出の公債費、公債費が23億5,800万ですかね。要するに税金以上にですね、借金返済せなんような市になつてしまいますもんね。ということは全般ですね、全般、17年から21年までこの普通建設事業費、22億から29億、25億、24億とあります。それからですね、10年後、26年度のいろんな数字を見ますとですね、非常に乱暴な数字が出ています。こうなった場合は、全く阿蘇市は身動きが取れないというと語弊がございますけど、普通建設事業費がかなり落ちていきます。また、投資出資貸付金とかも落ちております。それで、これはあくまでもやっぱりシミュレーションですのでね、今からの新まちづくりにおいて単に特例債があるからですね、どんどんやりっぱなしにやった場合ですね、合併しても、子孫にですね、この負債を回すような気がいたします。

それで、国の方針で最初は何ですかね、合併をすれば非常に旨味があるような感じでございましたけれども、三位一体から色々な条件が流動的に変わりまして、合併しても非常に厳しい財政状況は変わらないと思います。そこを3カ町村はですね、財政が今説明したようにこれを持ち寄

ってやるとですから、結果的にはですね、余程考えておかないと。

それで、先程のことに法定協のほうに元に戻りますけれども、新まち構想ですね、ここで問う前にですね、整備するということは、私はある程度無理があると思うんですよ。それをですね、法定協、後で数字でですね、この協議会で協議していきながらですね、いくべきだと思っております。以上です。

会長（河崎敦夫） はい、歳入歳出の面でのご質問であったと思います。この点について事務局の方から。

一の宮町（市原 巧君） 今のご質問の件ですが、一応 11 ページの方をご覧いただきたいと思いますが、今、私共がやっている試算につきましては、数字だけを見るとご指摘のとおり、借金返済額と税金額がイコールということで、ちょっとおかしいところもございますけれども、今回の公債費 11 ページの公債費のですね、新市の場合が、線が引っ張ってあると思いますが、合併しなかった場合の町村合計の棒グラフと比較しますと当然のことながら、公債費が伸びているというふうな状況でございます。

確かに数字の方は伸びておりますけれども、今回の合併特例債につきましては、普通の起債でありますとただ借金ができるということで、分割払いが増えるということでございますけれども、合併特例債につきましては、事業費の 95 パーセントを借金していいよという形で、なおかつ、借金を戻していかなければならないわけですけれども、借金返済の内の 7 割は国が見ますよというふうな感じでございます。ですから、今回の起債については中身が異なると言いますか、財源充当としてはかなり優遇された措置がございます。

ただ宮崎議員さんご指摘のとおり、いかにですね国の支援措置があるといっても、厳密に申しますと約 7 割の事業費補償ですから、最終的には 3 割程度は市の負担というふうな形になりますもんですから、満額発行ということは当然のことながら将来的にですね、負債をからうということになりますもんですから、なるだけこう抑えた形でということで、先程申し上げましたように満額発行すると 118 億ですから、この財政のシミュレーションでは 100 億ということではじております。

それと公債費の内ですね、合併した場合の公債費については 4 ページをちょっとご覧いただきたいと思いますが、下からですね 4 番目になりますけれども、新市建設計画に伴う事業費補正算入分それからその他に伴う交付税算入分ということで数字がそれぞれ書いてあるかと思えます。それで、新市の建設計画に伴う事業費算入という欄の 26 年度を見ていただきますと、一番右側下から 5 行目ですけれども 5 億 6 千 8 百万ということで、借金は 23 億程戻さなくてはなりませんけれども、その借金のうち 5 億 6,000 万は極端な言い方をしますと国が補填しますよというふうな形です。ですから、こういうところが、今回の合併特例債に、合併に伴う国の支援措置があるというふうな形で見ただけであればいいと思いますけれども、それでなくてもですね、合併特例債等を乱発しますと確かに借金は増えるというふうな状況にはなっております。

一の宮町（宮崎昭光君） いいですか、特例債の利子の負担ですね、その分が加算されるという説明ですけれども、10 年間のうちの交付税はですね、その分ぐらい減るんじゃないですか。

一の宮町(市原 巧君) 実際はですね、交付税そのものについては金額の保障ではなくて制度的な保障ということでもありますから、10年間、当初の合併した時の交付税が保障されるということではなくてですね、交付税はあくまでも合併してもですね、当然のことながら年々減少していきます。ただ合併をしない場合の減少と合併をした場合の減少率は違うということです。ですから、宮崎議員さんがおっしゃられましたように、国の補填があるにしても元々の交付税の内であるということでは間違いありません。ですから合併特例債等を含めてですね、当初大きい事業が集中しますと先程ご指摘のように将来的な財政負担になるということは間違いありません。

会長(河崎敦夫) よかですか、他にございますか。では財政計画については、ご意見ないようでございますが、それでは元に戻しまして協議47号に移りたいと思います。

協議第47号 (継続) 法定協議会への移行時期について

会長(河崎敦夫) 今、財政計画の報告等がございました。それによって一部納得いただけただ部分もあるかと思いますが、従いまして協議47号の法定協議会の移行の時期についてよろしゅうございますか。波野村の委員さん方、いかがでございますでしょうか。はい。

波野村(後藤新一君) 今、波野村だけ意見を求められましたが、いずれにしても全てですね、いかんいかんとですね、言っているわけではございませんので、そのへんは一つお汲み取りいただきまして、ただ申し上げましたようにですね、うちとしてはやっぱり特別委員会それから推進委員いますからね、更には、前向きに私は住民に説明しておるようにですね、できるだけその方向で私はその進めてみたいなど。しかしそれは、ここで断言できることではありませんが、そういった各町村のご意向でございます。次回にははっきりそのへんは言えるかどうかというように、我々もこの席に出ているわけですから推進せんといかんと思います。だとしないと各町村にご迷惑を掛けることになるわけだし、我々もメンツというのが当然あるから、進めていくことはご承知のとおりです。ただ我々も言うことは言うとかんとですね。ですから、このタイムリミットというのを十分我々も踏まえての、今後の、何もこれは事務的な流れがどの程度がタイムリミットか示してあるわけですからね、我々もそこは見ているわけです。資料ももらっとるわけです。この件は必要だなと、最低必要だなということは分かっておるわけですが、いずれにしても冒頭申しましたようにそれができるかですね、小委員会に付託していることが決まれば後はすんなりいくと思います。そういうことで一つご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長(河崎敦夫) 今のご意見、一の宮さん何かございますか。

一の宮町(宮崎昭光君) だいたいですね、私も後藤さんも小委員会のメンバーです。それで、先般いろんな協議をいたしまして、かなり激論もいたしました。それでですね、かなり煮え詰まってきているような時期にきていると感じております。できますならばですね、小委員会の結果がまとまったならばですね、新まち計画の方は波野村ばかりでなくて、我が町もですね、新まち計画に対しましてはいろんな希望もございます。そういった事はですね、法定協に移ってからで

もですね、並行して協議していけるんじゃないかと考えておりますので、そういったご理解のことをですね、頂きたいと思えます。だいたい今、後藤さんのご意見でご理解していただいたような、ご理解していただいたと私は判断を致しております。

会長（河崎敦夫） 一の宮の委員さんのご意見でございましたが、波野さんよろしゅうございますか。小委員会に付託したことはまた別の問題で、とりあえず今日は阿蘇市財政計画の説明、審議の過程の中で何とか法定審議会に取組まれるような努力をしていただきたい。これは会長として議長として波野村にお願いしたいと思います。それが、丸山議員さんがおっしゃったタイムリミットに、合併の総枠が崩れてくる恐れもあることは間違いないというふうに思っておりますので、それぞれの一の宮、阿蘇町の委員さん方の願いというものをご理解していただきたいことが両町の願いであるかと思えますが。山口委員さん。

波野村（山口定喜君） いろいろ意見も出ましたし、事情も分かりますけどですね、私共はやはり波野村の特別委員会とか、あるいは全体の推進協議会とかいうこともございます。その中の結論でしかものは言えませんので、今後持ち帰って協議します。それなりに事務局の方針とかに合わせたい気持ちはありますけれども、それは喋られんわけです。はっきりと。ですから、代表が来まして喋るわけですが、そのへんをご理解いただいてですね、ということをお願いしておきます。

会長（河崎敦夫） この財政計画ですね、各町村お配りしているのではなからうか。職員、事務方のほうが分かるとるそうでございます、委員さんが分からんじゃな、これせつかく作った甲斐がないし、これをたたき台にですね、検討していただきたいということで、よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、どうぞ。

阿蘇町（家入澄雄君） そのことについては前回ですね、9月18日の推進協議会のとき、波野村さんが、普通建設事業費がどれ位に波野に配分かが不安というからですね、財政計画を出してほしいと言われたからこれ今日出てきとるわけですよ。だからですね、これを速やかに回してもらって始まる前にも知ってほしかったですね。というのは、今言われましたが、これを回してからまた法定協議会の立ち上げの日にちを検討しましょうと言われるのは分かるんですけど、これは今日出すというのは、前回ですね、波野村さんのために出したんですから。それを早く説明しとったらですね、波野村も協議をされてきたと思うんですよ。何しろ選挙区とか議員定数とかそれも大事ですけども、それよりもこっちの方を言われとったわけですね。それで波野さん今言われましたように、納得されたように私たちも思いますので、できるなら事務局11月1日がタイムリミットと言いますし、先程阿蘇町からも言いましたが遅くとも11月半ばには法定協議会を設置しないとタイムリミットを過ぎるんじゃないかという不安がありますので、できるならもう協議会を月に2回開催するぐらいですねして進めていくべきだと思いますが、いかがですか。

会長（河崎敦夫） 財政計画については、また事務局の方からちょっと取扱いについて説明さ

せてもらいます。

事務局長(岩瀬) 本日は財政計画を説明させていただきましたが、これは新市になったらこんなことができますと。それとまた同時に、単独でいった場合はこのようにこの中に、新市なりのこれらのことができますということ。それで、先程お話ししましたように、これから考えられる制限に対しまして歳出計画はこのようになりますということで、作成させていただいております。

それで、これから財政計画と建設計画とリンクをさせてですね、作っていくというのはですね、今のご意見をいただきながら今から作り上げていくわけでございますので、これは全てそのような思いもしながら、新市の形が次第に出来上がっていく中で、作らせていただきたいと思いますので、そのへんで今日はお願いしたいと思います。

会長(河崎敦夫) よろしゅうございますか。それで、この資料を波野村さん、一の宮さん、阿蘇町、これをたたき台としての協議会、それぞれの町村の協議会で検討していただくとか、そういうことになるかと思いますが、どうでしょう。

波野村(阿南 洋君) そら、そうですよ。

会長(河崎敦夫) それで、できましたら今、会長試案で恐縮でございますが、いよいよ問題の法定協議会の立ち上げをですね、中旬、11月の15日ということで、15日間延長する形で一の宮さん、その取扱いでいかがですか、11月15日に立ち上げるということで。阿蘇町さん、いかがでございますでしょうか。波野村さんいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

波野村(水野日出男君) やっぱり、法定協議会に移行していけばですね、議会の議決というのが出てくるわけですね。ですから、今、即おっしゃったことでどうかなと今そういう気がしておるところです。

事務局長(岩瀬) 法定期日の移行期日のことに係る議題がいつ出来るかということでございますけれども、実は只今までいろいろ意見をいただきましたように、建設計画とそれから小委員会の付託事業を預かっております。それで、小委員会をできるだけ重ねて、そして建設計画は企画部会を通じて相談機関に示して、そして、各町村検討できるような資料を整えたいと思っております。何はともあれ、一番の課題はやっぱり小委員会に付託してあります議題が速やかに解決しないと出来ないわけでございますので、小委員会の話しぶりについては先程、宮崎委員さんから言っていただきましたように、本当に口角泡を飛ばして、今までやっていただいておりますので、これを町村でまた、他町村の事情も配慮されながら分かり合えるところは分かっていたということで、先程報告がありましたように、このようなことを短時間でご理解していただくことによって、次の法定協を確実に出来ると思っております。それで、次の小委員会を後日16日にしたいと思っております。そして次の協議会は即、または近日中ということでその時に提案させていただきますので、よろしく申し上げます。

日程第 6 次回開催日

会長（河崎敦夫） 法定協議会の立ち上げについては、次回持ち越しとします。次回、10月の24日に合併協議会がありますので、その間にそれぞれの3町村の合併協議会における取りまとめ、是非お願いしたいと思います。10月の24日の協議会、第18回の合併推進協議会で法定協議会の期日の提案をいたしたいと思いますが、事務局が整理します。

事務局次長（大塚） 申し訳ありません。先程、1ヶ月に2回なり協議会を進めるべきじゃないかという、ありがたいご意見をいただきました。それで、先程申しましたとおり10月の16日に小委員会が行われる予定でございます。それで、その結果を踏まえまして10月の24日の日に、また合併協議会を開催させていただけないかというご提案でございます。10月の24日の金曜日に、この協議会の開催を、予定としましては一の宮町の方で1時半からということにしております。よろしくお願いいいたします。

会長（河崎敦夫） よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは次回の第18回合併協議会、一の宮改善センターですか。

事務局次長（大塚） 一の宮町の保健センターで。一の宮町役場の隣の建物の2階でございます。次回はそちらの方でさせていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

会長（河崎敦夫君） じゃ、そのように決定させていただきます。10月の24日1時半、一の宮の保健センターということでございます。

日程第 7 閉会

会長（河崎敦夫） それでは本日の17回の協議会はこれで終りたいと思います。

皆さん方の貴重なご意見ありがとうございました。

午後 3 時 25 分 閉会